

VI その他

1. 税務証明の状況

(1) 発行数

年度 区分	29		30		元		2		3	
	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %
納税証明	1,681	86.9	1,547	92.0	1,923	124.3	1,544	99.8	1,679	87.3
課税証明	11,213	98.2	8,994	80.2	14,068	76.4	11,880	64.5	12,483	88.7
所得証明	10,936	100.3	9,426	86.2						
資産証明	4,005	96.4	3,797	94.8	3,780	99.6	4,263	112.3	3,728	98.6
課税台帳 閲覧	835	102.5	784	93.9	815	104.0	902	115.1	787	96.6
その他	1,251	127.3	1,003	80.2	804	80.2	970	96.7	752	93.5
合計	29,921	99.0	25,551	85.4	21,390	83.7	19,559	91.4	19,429	90.8

注：手数料無料扱い分を含む。

(2) 手数料

年度 区分	29		30		元		2		3	
	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %
納税証明	504,300	86.9	464,100	92.0	576,900	124.3	450,300	78.1	503,700	87.3
課税証明	3,324,900	98.3	2,660,700	80.0	4,051,900	75.7	3,330,500	82.2	3,544,750	87.5
所得証明	3,147,000	100.2	2,694,300	85.6						
資産証明	1,187,100	96.2	1,131,300	95.3	1,125,000	99.4	1,100,400	97.8	1,067,700	94.9
課税台帳 閲覧	250,500	110.0	235,200	93.9	244,500	104.0	247,500	101.2	235,500	96.3
その他	707,300	124.2	698,900	98.8	586,400	83.9	647,000	110.3	582,700	99.4
合計	9,121,100	99.9	7,884,500	86.4	6,584,700	83.5	5,775,700	87.7	5,934,350	90.1

2. 県民税徴収委託金

年 度 区 分		2 9	3 0	元	2	3
		納税通知書枚数 に対するもの	基 数 (件)	0	0	0
60円	委託金 (円)	0	0	0	0	0
徴収金払込額に に対するもの	基 数 (円)	222,821	238,176	183,068	107,920	103,325
7%	委託金 (円)	15,596	16,671	12,812	7,552	7,231
過誤納金還付額 に対するもの	基 数 (円)	8,554,800	9,561,000	9,465,400	11,020,100	9,660,533
按分率	委託金 (円)	3,409,820	3,810,978	3,772,848	4,392,541	3,850,671
還付加算金に に対するもの	基 数 (円)	34,100	23,400	100,100	64,900	64,900
按分率	委託金 (円)	13,589	9,325	39,898	25,866	25,867
納税義務者数に に対するもの	基 数 (人)	48,749	48,978	49,369	49,237	48,894
一人当たりの額	委託金 (円)	146,247,000	146,934,000	148,107,000	147,711,000	146,682,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの	基 数 (円)	1,550,921	3,038,306	1,172,086	1,657,067	2,249,486
基数	委託金 (円)	1,550,921	3,038,306	1,172,086	1,657,067	2,249,486
合 計	委託金 (円)	151,236,926	153,809,280	153,104,644	153,794,026	152,815,255
前 年 比	(%)	99.9	101.7	99.5	100.5	99.4

年 度	2 9	3 0	元	2	3
特 定 按 分 率 %	39.86	39.86	39.86	39.86	39.86
確 定 按 分 率 %	39.855336293	39.854963362	39.855178037	39.857356267	39.856331697
納税義務者一人当たりの額 円	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(令和4年度分)

税目	賦課期日	種類	納税義務者	課税標準	申告期限	納期
市民税	1月1日	均等割 個人 所得割	・1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・給与特別徴収 年12回(6月～5月) ・年金特別徴収 年6回(偶数月)
		均等割 法人 法人税割	・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・普通徴収 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 2月1日から3月2日まで
軽自動車税(種別割)	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	市内に定置場を有する当該軽自動車等の所有者又は使用者	総排気量、定格出力、用途、その他 軽自動車等の諸元による。	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・普通徴収 5月1日から5月31日まで
軽自動車税(環境性能割)	取得時	三輪以上の軽自動車	市内に定置場を有する三輪以上の軽自動車の取得者	取得価額×0～3%の税率 (R3.3.31までは自家用乗用車について1%軽減) 取得価額が50万円以下の場合、課税されない。		申告納付
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市税		土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱泉浴場への入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額（令和4年度分）

種 類	控 除 額	
雑損控除	次のいずれが多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円	○障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…… ……………26万円 （特別障害者については……………30万円） ○控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合……………53万円
医療費控除	【原則】前年中に医療費を支払った場合 （支払った医療費－保険等により補てんされる金額）－ （総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額）※限度額200万円 【特例】前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合 支払った購入費－12,000円 ※限度額88,000円 ※【原則】と【特例】は、どちらか一方の選択制。	○納税義務者が寡婦であり、合計所得金額が500万円以下である場合には……………26万円 ○納税義務者がひとり親であり、合計所得金額が500万円以下である場合には……………30万円 ○納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円
社会保険料控除	支払った額	○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 控除対象配偶者……………33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………38万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 控除対象配偶者……………22万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………26万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 控除対象配偶者……………11万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………13万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	
生命保険料控除	(1) 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 ①【新契約のみ】H24年1月1日以後の契約 支払った保険料が ア、12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、12,000円を超え32,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/2+6,000円 ウ、32,000円を超え56,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/4+14,000円 エ、56,000円を超える場合……………28,000円 ②【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア、15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、15,000円を超え40,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/2+7,500円 ウ、40,000円を超え70,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/4+17,500円 エ、70,000円を超える場合……………35,000円 ※①新契約と②旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 ……………①と②の合計（控除適用限度額は28,000円） (2) 前年中に支払った保険料が個人年金保険の場合 (1)を参照 (3) 前年中に支払った保険料が介護医療保険の場合 (1)①を参照 ※(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は70,000円	配偶者控除 ○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 ア、配偶者の前年の合計所得金額が90万円以下である場合……………33万円 イ、配偶者の前年の合計所得金額が90万円超120万円である場合……………38万円－（合計所得金額－83万円） （注）（ ）内の金額は、（ ）内の計算で求めた金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額のうち最も多い金額。 ウ、配偶者の前年の合計所得金額が120万円超123万円以下の場合……………3万円 配偶者特別控除 ②納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額の3分の2の金額を控除する。 ③納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額の3分の1の金額を控除する。 （注）②③で求めた金額に1万円未満の端数があるときは、切り上げた金額。 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
地震保険料控除	(1) 支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円） (2) 支払った長期損害保険料（H18以前締結）が ア、5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、5,000円を超え15,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/2+2,500円 ウ、15,000円を超える場合……………10,000円 ※(1)と(2)の全体の控除適用限度額は25,000円	扶養控除 ○控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう）1人につき……………33万円 ただし、控除対象扶養親族が19～22歳の場合……………45万円 70歳以上の場合……………38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人につき……………45万円 基礎控除 ○前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合……………43万円 ○前年の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下の場合……………29万円 ○前年の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下の場合……………15万円

4. 大牟田市税率表

税目		年度		42	43	44	45	46	
市	個人	均等割	県市	100円 400円	100 400	100 400	100 400	100 400	
		所得割	県市	標準税率	同左	同左	同左	同左	
民	法	均等割		42.6.1以後に終了 する事業年度から 1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	同左	
		税	割	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{8.9}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{8.9}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{8.9}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{9.1}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{9.1}{100}$	
固	定	資	産	税	標準	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
					税率	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽	付	原	50CC	500円	月割廃止 500	500	500	500	
		90CC	800	" 800	800	800	800		
		125CC	1,000	" 1,000	1,000	1,000	1,000		
	自	軽	二輪	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
			三輪	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	自	動	四輪貨物(自)						
			"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
	車	自	四輪乗用(自)						
			"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
	税	農耕作業用		1,000	月割廃止1,000	1,000	1,000	1,000	
小型特殊(その他)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000			
二輪の小型		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500			
市たばこ消費税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	
電	気	ガ	ス	税	電気税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$
					ガス税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$
鉦	産	税	標準	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	
			税率	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
特別土地	保有	税		-	-	-	-	-	
		土地に対して課するもの		-	-	-	-	-	
都市計画税				-	-	-	-	-	

税目		年度		47	48	49	50	51		
		均等割	県市	100 400	100 400	100 400	100 400	300 1,200		
市	個人	所得割	県市	標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左		
				均等割	1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号7,200円	
民法	均等割			10.7 100	10.7 100	49.5.1以後に終了 する事業年度から	14.5 100	14.5 100		
		税割	標準税率	9.1 100	9.1 100	14.5 100	12.1 100	12.1 100		
税	個人			1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100		
		固定資産税	標準税率	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100		
軽自動車税	付	原	50CC	500	500	500	500	650		
		90CC	800	800	800	800	1,000			
		125CC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300			
	自	動	車	二輪	1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000	
				三輪	2,000	2,000	2,000	2,000	" 2,600	
				四輪貨物(自)					3,300	
				"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,900	
	税	自	動	車	四輪乗用(自)				5,900	
					"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	5,200
					農耕作業用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300
		小型特殊(その他)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,900			
		二輪の小型	2,500	2,500	2,500	2,500	3,300			
市たばこ消費税				18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100		
電気ガス税	電気税		7 100	7 100	10月より 6 100 50年 5 1月より 100	5 100	5 100			
	ガス税				10月より 3 100 50年 4 1月より 100	6月より 3 100	52年 2 1月より 100			
鉱産税	標準税率		1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100			
	税率		1 100	1 100	1 100	1 100	1 100			
特別土地保有税	土地に対して課するもの		-	-	1.4 100	1.4 100	1.4 100			
	土地の取得に対して課するもの		-	-	3 100	3 100	3 100			
都市計画税				-	-	-	-	-		

52	53	54	55	56	
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500	
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左	
52.4.1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号8,000円	53.4.1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号8,000円 3号80,000円	同左	同左	同左	
<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	7月31日 まで	<u>14.5</u> 100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 以降	<u>14.7</u> 100 <u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	
650	650	700	700	700	
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450	
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200	
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850	
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650	
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900	
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500	
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200	
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450	
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300	
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650	
<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	
-	-	-	<u>0.05</u> 100	<u>0.1</u> 100	
			制限 税率	<u>0.3</u> 100	

税目		年度		57	58	59
		個人	均等割	500 1,500	500 1,500	500 1,500
市	個人	均等割	県市			
		所得割	県市	標準税率	同左	同左
民	法	均等割		1号800,000円 2号400,000円 3号80,000円 4号24,000円 5号8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号700,000円 5号48,000円 3号160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号400,000円 6号40,000円
		税	割	14.7 100	14.7 100	14.7 100
税	人	標準税率	12.3 100	12.3 100	12.3 100	
		固定資産税	標準税率	1.6 100	1.6 100	1.6 100
軽	付	原	50CC	700	700	1,000
		90CC	1,100	1,100	1,200	
自	動	付	125CC	1,450	1,450	1,600
		自	二輪	2,200	2,200	2,400
車	税	自	三輪	2,850	2,850	3,100
		四輪貨物(自)	3,650	3,650	4,000	
税	車	自	"(営)	2,900	2,900	3,000
		四輪乗用(自)	6,500	6,500	7,200	
税	車	自	"(営)	5,200	5,200	5,500
		農耕作業用	1,450	1,450	1,600	
市	たばこ消費税	小型特殊(その他)	4,300	4,300	4,700	
		二輪の小型	3,650	3,650	4,000	
電	気	電気税	5 100	5 100	5 100	
		ガス税	2 100	2 100	2 100	
鉞	産	市	18.1 100	18.1 100	18.1 100	
		産	標準税率	1 100	1 100	1 100
特別土地	保有税	土地に対して課するもの	1.4 100	1.4 100	1.4 100	
		土地の取得に対して課するもの	3 100	3 100	3 100	
都	市	都市計画税	0.1 100	0.1 100	0.1 100	
		制限税率	0.3 100	0.3 100	0.3 100	

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59.4.1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
<u>18.1</u> 100	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割(4月まで)5月以降特例 <u>350</u> <u>640</u> 1,100 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	3月まで <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000 4月から <u>1.997</u> 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	平成元年 4月1日廃止
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目		年度	2	3	4	5	6
市	個人	均等割	700	700	700	700	700
		所得割	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
民	法	均等割	標準税率	同左	同左	同左	同左
		均等割	1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号 400千円 4号 150千円 5号 120千円 6号 40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円
税	人	税割	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
		標準税率	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
固定資産税	標準税率	標準税率	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
		標準税率	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
自動車税	原付	50CC	1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	軽自動車	ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
		二輪	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		三輪	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
		四輪貨物(自)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		"(営)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		四輪乗用(自)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	自動車	"(営)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
		農耕作業用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		小型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
二輪の小型	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
市たばこ税	従量割	$\frac{1.997}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$	
	※63年度までは市たばこ消費税	" 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	" 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	" 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	" 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	" 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	
鉦産税	標準税率	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	
	標準税率	1	1	1	1	1	
特別土地保有税	土地に対して課するもの	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	
	土地の取得に対して課するもの	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	
都市計画税	制限税率	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	
	制限税率	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	

7	8	9	10	11
700	1,000	1,000	1,000	1,000
2,000	2,500	2,500	2,500	2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>
100	100	100	100	100
<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
100	100	100	100	100
<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>
100	100	100	100	100
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 2,434 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	従量割 2,434 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	4月まで 2,434 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000 5月から 2,668 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,266</u> 1,000
<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	平成10年 4月1日廃止	
100	100	100		
<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
100	100	100		
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
100	100	100	100	100
<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>
100	100	100	100	100
<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>
100	100	100	100	100

税目		年度		12	13	14	15
市	個人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000
			市	2,500	2,500	2,500	2,500
市民	個人	所得割	県	標準税率			
			市	同左			
税人	法人	均等割		1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円	同左	同左	同左
		税割		14.7 100	14.7 100	14.7 100	14.7 100
固定資産税		標準税率		12.3 100	12.3 100	12.3 100	12.3 100
				1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100
軽自動車税	原付	50CC		1,000	1,000	1,000	1,000
		90CC		1,200	1,200	1,200	1,200
自動車税	自	125CC		1,600	1,600	1,600	1,600
		ミニカー		2,500	2,500	2,500	2,500
市	たばこ税	二輪		2,400	2,400	2,400	2,400
		三輪		3,100	3,100	3,100	3,100
市	たばこ税	四輪貨物(自)		4,000	4,000	4,000	4,000
		"(営)		3,000	3,000	3,000	3,000
市	たばこ税	四輪乗用(自)		7,200	7,200	7,200	7,200
		"(営)		5,500	5,500	5,500	5,500
市	たばこ税	農耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600
		小型特殊(その他)		4,700	4,700	4,700	4,700
市	たばこ税	二輪の小型		4,000	4,000	4,000	4,000
				従量割 2.668 1,000 " 旧3級品 1.266 1,000	従量割 2.668 1,000 " 旧3級品 1.266 1,000	従量割 2.668 1,000 " 旧3級品 1.266 1,000	6月まで 2.668 7月から 2.977 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 1.266 1.412 1,000 1,000
特別土地保有税	土地に対して課するもの			1.4 100	1.4 100	1.4 100	平成15年度から新たな課税は停止
		土地の取得に対して課するもの		3 100	3 100	3 100	
都市計画税	制限税率			0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100
				0.3 100	0.3 100	0.3 100	0.3 100
入湯税	標準税率			-	-	-	-

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20.4.1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号1,750千円 4号 150千円 9号3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	6月まで 2,977 7月から 3,298 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 1,412 1,564 1,000 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 1人1日につき 150

税目		年度		21	22	23
市	個人	均等割	県	1,500	1,500	1,500
			市	3,000	3,000	3,000
民	法	所得割	県	標準税率		
			市	同左		
税	人	均等割		H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円		
		税割		14.7	14.7	14.7
			標準税率	100	100	100
			税率	12.3	12.3	12.3
				100	100	100
固定資産税			標準税率	1.6	1.6	1.6
				100	100	100
			税率	1.4	1.4	1.4
				100	100	100
軽自動車税	原付	50CC		1,200	1,200	1,200
		90CC		1,400	1,400	1,400
		125CC		1,900	1,900	1,900
		ミニカー		3,000	3,000	3,000
	軽自動車	二輪		2,800	2,800	2,800
		三輪		3,700	3,700	3,700
		四輪貨物(自)		4,800	4,800	4,800
		"(営)		3,600	3,600	3,600
	自動車	四輪乗用(自)		8,600	8,600	8,600
		"(営)		6,600	6,600	6,600
		農耕作業用		1,900	1,900	1,900
		小型特殊(その他)		5,600	5,600	5,600
		二輪の小型		4,800	4,800	4,800
市		たばこ税	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	9月まで 従量割 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	10月から 従量割 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	従量割 4,618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000
都		市計画税	制限税率 0.1 100 0.3 100	0.1 100 0.3 100	0.1 100 0.3 100	
入		湯税	標準税率 宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	

24	25	26	27
1,500	1,500	2,000	2,000
3,000	3,000	3,500	3,500
同左	同左	同左	同左
H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>9月30日</u> 14.7 100	<u>12.1</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>10月1日</u> 以降 12.3 100	<u>9.7</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100 27.4.1初年登録 3,900
4,000	4,000	4,000	4,000 27.4.1初年登録 5,000
3,000	3,000	3,000	3,000 27.4.1初年登録 3,800
7,200	7,200	7,200	7,200 27.4.1初年登録 10,800
5,500	5,500	5,500	5,500 27.4.1初年登録 6,900
1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 4,618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	3月まで 4,618 従量割 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	4月から 5,262 従量割 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000	従量割 5,262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

税目		年度		28	29				
市	個人	均等割	県	2,000	2,000				
			市	3,500	3,500				
市民	法人	所得割	県	標準税率					
			市	標準税率					
税人	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から			H21.3.1以降に終了する 事業年度から				
		1号 50千円	6号 480千円	1号 50千円	6号 480千円	2号 144千円	7号 492千円		
		2号 144千円	7号 492千円	3号 156千円	8号 2,100千円	3号 156千円	8号 2,100千円		
		3号 156千円	8号 2,100千円	4号 180千円	9号 3,600千円	4号 180千円	9号 3,600千円		
		4号 180千円	9号 3,600千円	5号 192千円	5号 192千円				
		5号 192千円							
	税割			12.1	12.1				
	標準税率			100	100				
				9.7	9.7				
				100	100				
固定資産税				1.6	1.6				
	標準税率			100	100				
				1.4	1.4				
				100	100				
軽自動車税	原付	50CC		2,000	2,000				
		90CC		2,000	2,000				
		125CC		2,400	2,400				
		ミニカー		3,700	3,700				
	自動車	二輪			3,600	3,600			
			初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600
				(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000
		三輪	初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000
			四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800
			初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500
			"(営)	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900
			初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900
			四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100
			初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200
"(営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
農耕作業用		2,400	2,400						
小型特殊(その他)		5,900	5,900						
二輪の小型		6,000	6,000						
市たばこ税	従量割	5,262	従量割	5,262					
	"	1,000	"	1,000					
	旧3級品	2,925	旧3級品	3,355					
		1,000		1,000					
都市計画税		0.1		0.1					
	制限税率	100		100					
		0.3		0.3					
		100		100					
入湯税		宿泊あり 1人1泊につき 150		宿泊あり 1人1泊につき 150					
	標準税率	1人1日につき 150		1人1日につき 150					

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が27年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準+20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が28年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準+20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税目		年度		30	元				
市	個人	均等割	県	2,000	2,000				
			市	3,500	3,500				
民	法	所得割	県	標準税率					
			市	標準税率					
税	人	均等割		H21.3.1以降に終了する 事業年度から					
				H21.3.1以降に終了する 事業年度から					
				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円	1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円				
		税割		12.1	12.1				
		標準税率		100	100				
				9.7	9.7				
				100	100				
					R元.10.1以降 に開始する事 業年度から				
					8.4				
					100				
					6.0				
					100				
固定資産税				1.6	1.6				
				100	100				
				1.4	1.4				
				100	100				
軽自動車税	原付	50CC		2,000	2,000				
		90CC		2,000	2,000				
		125CC		2,400	2,400				
		ミニカー		3,700	3,700				
	自動車	二輪			3,600	3,600			
			初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600
		三輪		(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000
			初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000
		四輪貨物(自)		(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800
			初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500
		" (営)		(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900
			初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900
四輪乗用(自)			(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	
" (営)		(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200		
		農耕作業用		2,400	2,400				
		小型特殊(その他)		5,900	5,900				
		二輪の小型		6,000	6,000				
市たばこ税				従量割 5.262 (H30.9. 5.692 (H30.10. 1,000 30まで) 1,000 1から)	従量割 5.692 (H30.10. 1,000 1から)				
				" 旧3級品 4,000 (H30.4. 5.692 (R元.10. 1,000 1から) 1,000 1から)	旧3級品について は、R元.10.1から 一般品と同額				
都市計画税				0.1	0.1				
				100	100				
		制限税率		0.3	0.3				
				100	100				
入湯税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
				標準税率	標準税率				
				1人1日につき 150	1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が29年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が30年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税に環境性能割が新設されたことに伴い、
従来の軽自動車税が軽自動車税種別割と環境性能割に
区分される。(R元.10.1~)

税目		年度		2	3					
市	個人	均等割	県	2,000	2,000					
			市	3,500	3,500					
民	法	所得割	県	標準税率						
			市	標準税率						
税	人	均等割		H21.3.1以降に終了する 事業年度から						
				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円	1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円					
		税割		8.4 100	8.4 100					
		標準税率		6.0 100	6.0 100					
固定資産税				1.6 100	1.6 100					
				1.4 100	1.4 100					
軽自動車税 (種別割)	付	原	50CC	2,000			2,000			
			90CC	2,000			2,000			
			125CC	2,400			2,400			
			ミニカー	3,700			3,700			
	軽	二輪			3,600			3,600		
			初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	
		三輪		(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	
			初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	
		四輪貨物(自)		(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	
			初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	
自	四輪乗用(自)		(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900		
		初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900		
	" (営)		(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100		
初年登録		27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
	" (営)		(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200		
初年登録		27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
	農耕作業用		2,400			2,400				
	小型特殊(その他)		5,900			5,900				
	二輪の小型		6,000			6,000				
軽自動車税(環境性能割)			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.3.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減				
市たばこ税			R2.10.1~ 従量割 5.692 1,000			R3.10.1~ 従量割 6.122 1,000				
都市計画税	制限税率		0.1 100			0.1 100				
			0.3 100			0.3 100				
入湯税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税目		年度	4		
市	個人	均等割	2,000		
		所得割	3,500		
民	法	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円		
		税割	8.4 100		
税	人	標準税率	6.0 100		
		標準税率	1.6 100		
固定資産税		標準税率	1.4 100		
軽自動車税 (種別割)	原付	50CC	2,000		
		90CC	2,000		
		125CC	2,400		
		ミニカー	3,700		
	自動車	二輪	3,600		
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600
		三輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500
自	"(営)	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	
	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	
	四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	
	初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	
"(営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200		
農耕作業用		2,400			
小型特殊(その他)		5,900			
二輪の小型		6,000			
軽自動車税(環境性能割)		【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減			
市たばこ税		従量割	6.552 1,000		
都市計画税	制限税率	0.1 100			
	標準税率	0.3 100			
入湯税		標準税率	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150		

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について

- (1) 初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
- (2) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
- (3) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

○市民税、個人所得割の税率表

3年度～6年度		7年度～8年度		9年度～10年度		11年度～18年度		19年度～	
区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一 律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

53年度～57年度			58年 度			59年度～5年度			6年度～19年度		
区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号) 50億円超	50人超	1,200	(1号) 50億円超	50人超	3,000	(1号) 50億円超	50人超	3,000
(2号) 10億円超 ～50億円以下	100人超	400	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(3号) 10億円超	100人以下	80	(3号) 10億円超	50人以下	160	(3号) 10億円超	50人以下	400	(3号) 10億円超	50人以下	410
1億円超 ～10億円以下	100人超		1億円超 ～10億円以下	50人超		1億円超 ～10億円以下	50人超		(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400
(4号) 1億円超 ～10億円以下	100人以下	24	(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	60	(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	150	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160
1千万円超 ～1億円以下	—		1千万円超 ～1億円以下	50人超		1千万円超 ～1億円以下	50人超		(6号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150
(5号) 前各号以外	—	8	(5号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	48	(5号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	120	(7号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130
			1千万円以下	50人以下		1千万円以下	50人超		(8号) 1千万円以下	50人超	120
			(6号) 前各号以外	—	16	(6号) 前各号以外	—	40	(9号) 前各号以外	—	50

20年 度			21年 度～		
区 分		税 率	区 分		税 率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 次の各号以外	—	50	(1号) 次の各号以外	—	50
(2号) 1千万円以下	50人超	120	(2号) 1千万円以下	50人超	144
(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(7号) 10億円超	50人以下	410	(7号) 10億円超	50人以下	492
(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(9号) 50億円超	50人超	3,000	(9号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税務機構一覽

課名	担当名	課長	副課長	主査	職員	再任用	計	事務分掌
税務課	市民税	1	1	2	6	2	1	1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関すること。 2. 固定資産の評価に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 市税に係る諸証明に関すること。
	諸税			1	3	1		
	土地			1	4			
	家屋			1	4	1		
	家屋・償却			1	2			
	計			1	1	5		
納税課	徴収第一	1		1	5	1	1	1. 市税及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関すること。 2. 市税及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充當に関すること。 3. 市税及び後期高齢者医療保険料の納入の督促に関すること。 4. 市税及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及びその執行停止に関すること。 5. 市税及び後期高齢者医療保険料の不納欠損処分に関すること。 6. 徴収の囑託及び受託に関すること。
	徴収第二			1	5	1		
	整理			1	2			
	収納管理			1	2			
	計			1		4		
総計		2	1	9	33	6	51	

基準日 令和4年8月1日

主査欄 は副課長兼務を表す

市民部	市	民	生	活	課
	市	民			課
	保	險	年	金	課
	税		務		課
	納		税		課